

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

陸奥湾南の地域産業を支える安全な港づくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

青森県

3. 地域再生計画の区域

野辺地町及び平内町の区域の一部（野辺地港及び東田沢漁港）

4. 地域再生計画の目標

野辺地町及び平内町は、青森県のほぼ中央に位置しており、陸奥湾南側に面している。日本有数のホタテ養殖の基地として有名であり、全漁獲量の90パーセント以上を占めるホタテ貝漁業が基幹産業のひとつとなっている。

また、地域沿岸は一年を通じて釣りが楽しめるフィッシングスポットとしても注目されており、カレイ・鯛釣りのメッカとして県内外からも釣り客が訪れている。一方、年々プレジャーボートの数も増えてきており、漁業者からは海中のホタテ養殖施設への影響や走行時の危険性が指摘されており、プレジャーボートへのルール周知が求められている。

野辺地町では、海とともに発展してきた町として、海をキーワードに、十符ヶ浦海水浴場、常夜灯公園、潮騒公園と海に面した観光施設を軸に、港を賑わいの場として再生し、漁業と一体的な整備をすすめ活力ある港づくりに取り組んでいる。他方、平内町では、経済発展のための基幹産業は農漁業との認識に基づき、生産向上に向けた活動が続けられ、特に漁業は、ホタテ種苗生産の成功により、捕る漁業からつくり育てる漁業に力が入れられ、現在では町を支える産業となっている。

野辺地港は、平成7年4月に野辺地・函館間を結ぶカーフェリーが撤退した後、取扱貨物量が下降の一途をたどっており、平成13年に潮騒公園が整備されたものの、旧フェリー埠頭の有効利用をあわせたさらなる港湾施設の整備が望まれている。

東田沢漁港では、荒天時に、護岸からの越波による漁具流出や、背後道路の通行不能などの事態が生じ、安全な利用が困難な状態となる。また、漁具の洗浄、乾燥を行う用地の舗装が行われていないため、高齢化が進む漁業者の負担になっている。

このようなことから、野辺地港においては、小型艇の係留・保管施設を整備し、プレジャーボートを集約的に管理することにより、これまでは困難であったプレジャーボートへのルール周知を行い、安全・安心な漁業活動を保障するとともに、プレジャーボートの安全・快適な航行を確保する。また、野辺地沿岸にある既存の観光施設と併せてマリンスポーツの賑わい空間

を創出し、魅力ある町づくりに寄与することを目的とし、一方、東田沢漁港においては、効率的な漁業活動が行える水産拠点としての機能を強化し、あわせて港湾及び漁港の連携により、海上航行の安全と地域産業の発展を推進し、地域の活性化を図るものである。

(目標 1) プレジャーボート集約による安全性の確保

現在プレジャーボートの出港及び入港の場所が一定しておらず、早朝のホタテ養殖作業の漁船の出港とも重なり、安全性の確保のために慎重な操船を強いられている状況にある。この状況の解消を目標とする。

- ・物揚場及び小型艇保管施設の収容隻数 60 隻/年（平成 23 年以降）

(目標 2) 野辺地沿岸域の賑わい空間の創出

隣接するのへじ潮騒公園で開催されているイベント等に整備した港湾施設を活用することで、イベント入場者数の増加を目指す。

- ・のへじ潮騒公園で毎年開催される『常夜灯フェスタ』の入場者数 5,000 人（平成 23 年以降）

(目標 3) 漁業活動の効率化と地域漁業の振興

漁港の基盤整備により、地域漁業の振興と水産物の安定供給を図る。

- ・荒天時の護岸越波回数 4 回/年を解消（平成 24 年以降）

5. 目標を達成するための事業

5-1 全体の概要

青森県陸奥湾南地域の産業、経済の振興に寄与するため、野辺地港では海上航行の安全強化と周辺沿岸域の賑わい空間の創出を図るための物揚場、船揚場、小型艇保管施設の整備、東田沢漁港では漁業活動の安全性及び効率性向上を図るため護岸、用地の整備を行う。

5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

港整備交付金を活用する事業

〔施設の種類と事業主体〕

- ・港湾施設（野辺地港） 青森県
- ・漁港施設（東田沢漁港） 青森県

〔整備量〕

- ・港湾施設 物揚場、船揚場、小型艇保管施設
- ・漁港施設 護岸、漁港施設用地

〔事業期間〕

- ・港湾施設 平成 21 年度～平成 22 年度
- ・漁港施設 平成 21 年度～平成 23 年度

〔事業費〕

- ・総事業費 199,000 千円（うち交付金 88,000 千円）

港湾施設 69,000 千円（うち交付金 23,000 千円）

漁港施設 130,000 千円（うち交付金 65,000 千円）

※なお、上記事業の整備箇所については、別添の整備箇所を示した図面による。

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の試み

(1) のへじ常夜灯フェスタ

野辺地町では、自然や観光、産業、特産物、郷土料理など、野辺地の基盤を築いてきた「海」をテーマにしたイベントを開催し、賑わいのある港づくりに取り組んでいる。

(2) 漁業体験

平内町では、漁業者の新産業の振興として、ホタテ漁業を核としたブルー・ツーリズム（漁業体験）を実施しており、複合型産業としてビジネスチャンスを増やすことにより、地域産業の活性化を図る。

(3) 水産物荷さばき施設整備

野辺地町では、漁業経営の安定と地域産業の活性化を促進するため、水産物の衛生管理の向上と鮮度保持を図り、水産物荷さばき施設を整備する。

6. 計画期間

平成21年度～平成23年度（3カ年）

7. 目標達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に4に示す目標に照らし調査・評価し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、青森県等で構成する「公共事業再評価委員会」等で施設の整備状況等について評価・検討を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し